報告第８号　説明資料

幕別町国民保護計画　新旧対照表

変　更　前

第１編　総論

第１章　幕別町の責務、計画の位置づけ、構成等

略

１～３　　略

４　基本用語の説明

用語	意義
略	
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という）。に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
略	
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。
略	
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
略	

第２章　　略

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

略

変　更　後

第１編　総論

第１章　幕別町の責務、計画の位置づけ、構成等

略

１～３　　略

４　基本用語の説明

用語	意義
略	
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という）。に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
略	
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。
略	
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
略	

第２章　　略

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

略

<table>
<tr><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th></tr>
<tr><td>

【主要関係機関の連絡先】

<table>
<tr><th colspan="2">名称</th><th>担当部署</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr>
<tr><td colspan="2">北海道開発局帯広開発建設部</td><td>防災対策官</td><td>帯広市西４条南８丁目</td><td>0155-24-4121</td></tr>
<tr><td colspan="2">陸上自衛隊第５特科隊</td><td>第３科第３中隊訓練係</td><td>帯広市南町南７線31</td><td>0155-48-5121(3281)</td></tr>
<tr><td colspan="2">十勝総合振興局</td><td>地域振興部地域政策課</td><td>帯広市東３条南３丁目１</td><td>0155-26-9023</td></tr>
<tr><td colspan="2">十勝総合振興局保健環境部保健福祉室</td><td>保健福祉企画課企画調整係</td><td>帯広市東３条南３丁目１</td><td>0155-27-8634</td></tr>
<tr><td rowspan="2">十勝総合振興局帯広建設管理部</td><td>幕別地区担当</td><td>事業室事業課</td><td>帯広市東３条南３丁目１</td><td>0155-26-9223</td></tr>
<tr><td>忠類地区担当</td><td>大樹出張所</td><td>広尾郡大樹町鏡町１番地６</td><td>01558-6-3141</td></tr>
<tr><td colspan="2">釧路方面帯広警察署</td><td>警備課警備係</td><td>帯広市西１条北１丁目１</td><td>0155-25-0110(461)</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本赤十字社北海道支部</td><td>事業推進課</td><td>札幌市中央区北１条西５丁目</td><td>011-231-7128</td></tr>
<tr><td colspan="2">幕別消防署</td><td></td><td>幕別町錦町90番地</td><td>0155-54-2434</td></tr>
<tr><td colspan="2">幕別消防署札内支署</td><td></td><td>幕別町札内中央町319番地19</td><td>0155-56-2419</td></tr>
<tr><td colspan="2">幕別消防署忠類支署</td><td></td><td>幕別町忠類本町112番地</td><td>01558-8-2250</td></tr>
</table>

※　上記以外の関係指定公共機関及び指定地方公共機関等、詳細は資料編参照

第４章　町の地理的、社会的特徴

略

</td><td>

【関係機関の連絡先】

※資料編参照

第４章　町の地理的、社会的特徴

略

</td></tr>
</table>

変　更　前

⑴及び⑵　　略

⑶　人口分布

町の人口は平成18年２月の合併時点で、人口27,489人、世帯数10,812世帯で、幕別地区（7,011人）、札内地区（18,624人）、忠類地区（1,854人）で、帯広市と隣接する札内地区にその多くが集中している。

平成17年国勢調査による町の総人口は26,868人で、年齢別の構成割合は、15歳未満が15.21％（4,086人）、15歳～64歳が62.20％（16,713人）、65歳以上が22.59％（6,069人）となっている。

⑷～⑹　　略

第５章　　略

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１　町における組織・体制の整備

１　町の各部室等における平素の業務

略

【町の各部室等における平素の業務】

担当	所掌事項
総務部	・　町国民保護に関する総合調整に関すること ・　町国民保護協議会の運営に関すること ・　町国民保護計画の作成、見直し、変更に関すること ・　町国民保護対策本部に関すること ・　避難実施要領の策定に関すること ・　国、道、その他関係機関との連携体制の整備に関すること ・　国民保護の啓発に関すること ・　危機情報の収集、伝達に関すること ・　特殊標章等の交付等に関すること ・　警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関すること ・　その他各部局に属さない国民保護に関すること　等
企画室	・　公共ネットワーク通信の整備及び施設の維持管理に関するこ

変　更　後

⑴及び⑵　　略

⑶　人口分布

町の人口は令和２年１月末時点で、人口26,627人、世帯数12,480世帯で、幕別地区（5,616人）、札内地区（19,496人）、忠類地区（1,515人）で、帯広市と隣接する札内地区にその多くが集中している。

平成27年国勢調査による町の総人口は26,760人で、年齢別の構成割合は、15歳未満が13.24％（3,542人）、15歳～64歳が56.70％（15,173人）、65歳以上が29.99％（8,025人）、不詳が0.07％（20人）となっている。

⑷～⑹　　略

第５章　　略

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１　町における組織・体制の整備

１　町の各部室等における平素の業務

略

【町の各部室等における平素の業務】

担当		所掌事項
本部情報連絡	庶務班 （防災環境課）	・　町国民保護に関する総合調整に関すること ・　町国民保護協議会の運営に関すること ・　町国民保護計画の作成、見直し、変更に関すること ・　町国民保護対策本部に関すること ・　避難実施要領の策定に関すること ・　国、道、その他関係機関との連携体制の整備に関すること ・　国民保護の啓発に関すること ・　危機情報の収集、伝達に関すること ・　特殊標章等の交付等に関すること ・　警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る

変　更　前		変　更　後		
	と ・　町政の広報及び広聴に関すること ・　公区等住民活動に関すること ・　武力攻撃事態の際の広報体制に関すること　等	室		整備に関すること ・　防災行政無線の維持管理に関すること ・　安否情報の収集、提供体制の整備に関すること ・　その他各部局に属さない国民保護に関すること　等
民生部	・　防災行政無線の維持管理に関すること ・　高齢者、障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること ・　医療機関、医師等との連絡調整に関すること ・　避難住民等の生活に関すること ・　避難住民等の保健衛生に関すること ・　死体の収容、安置、及び埋火葬に関すること ・　廃棄物の処理に関すること ・　安否情報の収集、提供体制の整備に関すること　等	総務広報部	広報渉外班 （政策推進課）	・　町政の広報及び広聴に関すること ・　武力攻撃事態の際の広報体制に関すること　等
			総務班 （総務課）	・　公共ネットワーク通信の整備及び施設の維持管理に関すること
経済部	・　農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等に関すること ・　農業関係機関との連絡調整に関すること ・　農業施設に関すること ・　商工業関係機関との連絡調整に関すること ・　消費物資の確保及び物価安定対策に関すること　等	民生対策部	衛生班 （防災環境課） 保健班 （保健課） 福祉班 （福祉課） 衛生・保健支援班 （住民生活課） 福祉支援班 （こども課）	・　高齢者、障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること ・　医療機関、医師等との連絡調整に関すること ・　避難住民等の生活に関すること ・　避難住民等の保健衛生に関すること ・　遺体の収容、安置、及び埋火葬に関すること ・　廃棄物の処理に関すること ・　公区等住民活動に関すること
建設部	・　道路、河川、橋梁及び堤防等に関すること ・　危険水防区域に関すること ・　障害物の除去に関すること ・　公営住宅に関すること ・　応急仮設住宅に関すること ・　食料及び応急資機材等の輸送に関すること　等	経済対策部	農林班 （農林課） 土地改良班 （農林課） 商工観光班 （商工観光課）	・　農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等に関すること ・　農業関係機関との連絡調整に関すること ・　農業施設に関すること ・　商工業関係機関との連絡調整に関すること ・　消費物資の確保及び物価安定対策に関すること　等
水道部	・　上下水道施設に関すること ・　機動給水に関すること ・　応急給水に関すること ・　給水機器に関すること ・　水質の保全に関すること　等	建設対策	土木班 （土木課） 都市計画班 （都市計画課）	・　道路、河川、橋梁及び堤防等に関すること ・　危険水防区域に関すること ・　障害物の除去に関すること ・　公営住宅に関すること
出納室	・　現金及び物品の出納及び保管に関すること ・　他部室等に対する支援体制整備に関すること　等			

変　更　前		変　更　後		
忠類総合支所 札内支所	・　忠類地区、札内地区の国民保護計画に関すること ・　警報等に関すること ・　避難施設に関すること ・　避難誘導に関すること ・　安否情報の収集、提供体制の整備に関すること　等	部	水道班 （水道課）	・　応急仮設住宅に関すること ・　食料及び応急資機材等の輸送に関すること ・　上下水道施設に関すること ・　機動給水に関すること ・　応急給水に関すること ・　給水機器に関すること ・　水質の保全に関すること　等
議会事務局	・　他部室等に対する支援体制整備に関すること　等	支援対策部	支援班 （会計課）	・　現金及び物品の出納及び保管に関すること ・　他部室等に対する支援体制整備に関すること　等
監査委員事務局	・　他部室等に対する支援体制整備に関すること　等		支援班 （議会事務局） （監査委員事務局）	・　他部室等に対する支援体制整備に関すること　等
教育委員会事務局	・　被災児童生徒に関すること ・　各小、中学校、高校との連絡調整に関すること ・　社会教育施設に関すること ・　文教施設に関すること　等	忠類地域対策部	忠類地域班 （地域振興課）	・　忠類地区の国民保護計画に関すること ・　警報等に関すること ・　避難施設に関すること ・　避難誘導に関すること ・　安否情報の収集、提供体制の整備に関すること　等
		札内地域対策部	札内地域班 （住民課・住民担当参事）	・　札内地区の国民保護計画に関すること ・　警報等に関すること ・　避難施設に関すること ・　避難誘導に関すること ・　安否情報の収集、提供体制の整備に関すること　等
		文教対策	学校教育班 （学校教育課） 社会教育班 （生涯学習課）	・　被災児童生徒に関すること ・　各小、中学校、高校との連絡調整に関すること ・　社会教育施設に関すること

<table>
<tr><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th></tr>
<tr><td>
【消防本部及び消防署における平素の業務】
<table>
<tr><th>担当</th><th>所掌事項</th></tr>
<tr><td>東十勝消防本部</td><td>・　消防職団員の特殊標章の交付等に関すること
・　消防相互応援協定等に関すること
・　情報収集に関すること
・　初動体制に関すること　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
2　町職員の参集基準等
⑴　　略
⑵　24時間即応体制の確立
町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。
①　東十勝消防事務組合幕別消防署（以下「幕別消防署」という。）の体制
幕別消防署では、夜間勤務職員による24時間情報収集体制を確保し、武力攻撃事態等に関する情報を入手した際は、町国民保護関係職員及びその他関係機関等へ連絡する。
②　町部局の体制
ア）　当直等からの職員への連絡体制
夜間、休日等の緊急事態に対応するため、町の当直が受領した国民保護に関する情報を、即時に町国民保護関係職員及び幕別消防署に連絡できる体制をとる。
イ）　初動連絡体制（警報受領、現場情報受領、町国民保護関係職員及びその他関係機関等への連絡）
町国民保護関係職員が登庁するまでの間、幕別消防署にその事務をゆだねることとし、当該職員登庁後直ちにその事務を引き継ぐものとする。
⑶及び⑷　　略
</td><td>
<table>
<tr><td>部</td><td></td><td>・　文教施設に関すること　等</td></tr>
</table>
【とかち広域消防事務組合における平素の業務】
<table>
<tr><th>担当</th><th>所掌事項</th></tr>
<tr><td>とかち広域消防局</td><td>・　消防職員の特殊標章の交付等に関すること
・　消防相互応援協定等に関すること
・　情報収集に関すること
・　初動体制に関すること　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
2　町職員の参集基準等
⑴　　略
⑵　24時間即応体制の確立
町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、とかち広域消防局との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。
⑶及び⑷　　略
</td></tr>
</table>

変　更　前

⑸　幹部職員等の参集が困難な場合の対応

略

【対策本部長及び副本部長の代替職員】

名称	担当者	代替職員(第１順位)	代替職員(第２順位)	代替職員(第３順位)
対策本部長	町長	副町長	総務部長	企画室長
副本部長	副町長	総務部長	企画室長	民生部長

⑹　職員の服務基準

町は、⑶①～③の体制ごとに参集した、職員の行うべき所掌事務（業務分担）を定める。

※【参集職員業務分担】―資料編参照

⑺　　略

３　消防機関の体制

⑴　消防本部及び消防署における体制

消防署は、町における参集基準等と同様に、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

⑵　消防団の充実・活性化の推進等

消防事務組合は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、町及び道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防事務組合は、町及び道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防事務組合は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

４　　略

第２　関係機関との連携体制の整備

変　更　後

⑸　幹部職員等の参集が困難な場合の対応

略

【対策本部長及び副本部長の代替職員】

名称	担当者	代替職員(第１順位)	代替職員(第２順位)	代替職員(第３順位)
対策本部長	町長	副町長	教育長	企画総務部長
副本部長	副町長	教育長	企画総務部長	住民福祉部長

⑹　職員の服務基準

町は、⑶①～③の体制ごとに参集した、職員の行うべき所掌事務（業務分担）を定める。

※「第３編第２章１　⑷町対策本部事務局の組織」参照

⑺　　略

３　消防機関の体制

⑴　とかち広域消防局及び消防署における体制

とかち広域消防局及び消防署は、町における参集基準等と同様に、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、とかち広域消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時におけるとかち広域消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

⑵　消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、とかち広域消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

４　　略

第２　関係機関との連携体制の整備

変　更　前	変　更　後
略 １及び２　　略 ３　近隣市町村との連携 ⑴　　略 ⑵　消防機関の連携体制の整備 消防事務組合は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のＮＢＣ対応可能部隊数やＮＢＣ対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。 ４及び５　　略 第３　通信の確保 略 ⑴　非常通信体制の整備 町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。 ⑵　　略 第４　情報収集・提供等の体制整備 略 １　基本的な考え方 ⑴　　略 ⑵　体制の整備に当たっての留意事項 運用面：略 ・　担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 略	略 １及び２　　略 ３　近隣市町村との連携 ⑴　　略 ⑵　消防機関の連携体制の整備 町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のＮＢＣ対応可能部隊数やＮＢＣ対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。 ４及び５　　略 第３　通信の確保 略 ⑴　非常通信体制の整備 町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。 ⑵　　略 第４　情報収集・提供等の体制整備 略 １　基本的な考え方 ⑴　　略 ⑵　体制の整備に当たっての留意事項 運用面：略 ・　担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 略

変　更　前

⑶　　略

２　警報等の伝達に必要な準備

⑴　警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。また、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制の構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

⑵～⑹　　略

３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

⑴　安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する※【様式第１号】及び※【様式第２号】により収集を行い、第２条に規定する※【様式第３号】の安否情報報告書の様式により、道に報告する。

【収集・報告すべき情報】

略

⑵　安否情報収集のための体制整備

略

安否情報整理担当	回答責任者	整理担当係
民生部町民課	民生部長	住民年金係
忠類総合支所	忠類総合支所長	住民係
札内支所	札内支所長	総務係、住民係
略		

⑶　　略

４　　略

変　更　後

⑶　　略

２　警報等の伝達に必要な準備

⑴　警報の伝達体制の整備

町は、防災行政無線、登録制メール、広報車、消防団及び自主防災組織や公区等の地域コミュニティーを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティＦＭなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築（充実）に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の整備（充実）を図る。更に緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ-Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。

⑵～⑹　　略

３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

⑴　安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する※【様式第１号】及び※【様式第２号】の安否情報収集様式により収集を行い、安否情報システムを用いて道に報告する。

【収集・報告すべき情報】

略

⑵　安否情報収集のための体制整備

略

安否情報整理担当	回答責任者	整理担当係
住民福祉部住民生活課	住民福祉部長	住民係
忠類総合支所	忠類総合支所長	住民生活係
札内支所	札内支所長	住民係
略		

⑶　　略

４　　略

変　更　前	変　更　後
第５　研修及び訓練 １　　略 ２　訓練 ⑴　町における訓練の実施 町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊等との連携を図る。 ⑵及び⑶　　略	第５　研修及び訓練 １　　略 ２　訓練 ⑴　町における訓練の実施 町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊等との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。 ⑵及び⑶　　略
第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 略 １　避難に関する基本的事項 ⑴　　略 【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ①～⑤　　略 ⑥　　略 ⑵　　略 ⑶　高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成することとなる避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 【災害時要援護者の避難支援プランについて】	第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 略 １　避難に関する基本的事項 ⑴　　略 【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ①～⑤　　略 ⑥　避難行動要支援者名簿 ⑦　　略 ⑵　　略 ⑶　高齢者、避難行動要支援者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 【避難行動要支援者名簿について】

変　更　前

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年３月）参照）。

避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の３つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。

２～４　　略

５　避難施設の指定への協力

町は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。

町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。

６　生活関連等施設の把握等

⑴　　略

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局
略				
	1号	危険物	総務省消防庁	

変　更　後

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年８月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

２～４　　略

５　避難施設の指定への協力

町は、道が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど道に協力する。

町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。

６　生活関連等施設の把握等

⑴　　略

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局
略				
	1号	危険物	総務省消防庁	

変　更　前					変　更　後				
第28条	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省		第28条	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省			3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省			4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省			5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省			6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省			7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省			8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省			9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）			10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省			11号	毒性物質	経済産業省	

(2)　略

第３章及び第４章　略

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

略

１　事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

変　更　前

⑴　緊急事態連絡室等の設置

①　町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに道及び道警察に連絡を行うとともに、町として的確かつ迅速に対処するため、また、国の事態認定前における初動体制及び初動措置を講ずるために、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」に連絡室長及び参集室員を置き、事態の推移に応じ体制を強化・縮小する。

政府において事態認定が行われた場合に対応して、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）に移行できる体制をとる。

ア）　　略

イ）　参集室員　副町長、教育長、消防長、部長職にある者、国民保護担当課職員及び連絡室長の指名する職員

【緊急事態連絡室の構成】

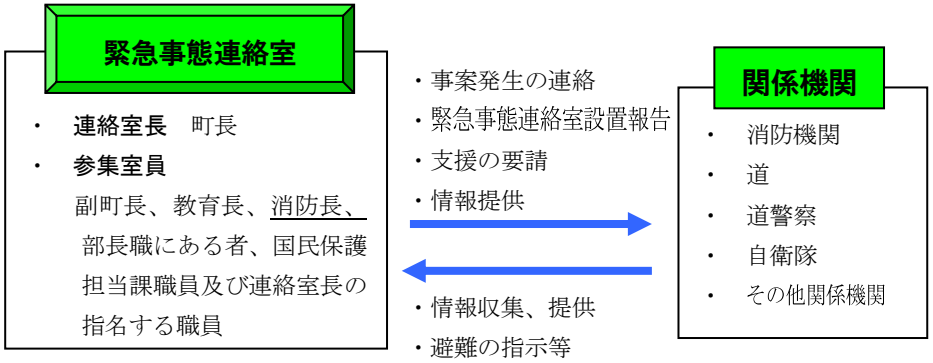

※　緊急事態連絡室は事態の推移に応じ体制を強化、縮小する。

※　住民からの通報、道からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告し、初動体制及び初動措置を講ずる。消防本部及び消防署においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

②　「緊急事態連絡室」は、消防本部及び消防署、消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、道、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、道に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場に

変　更　後

⑴　緊急事態連絡室等の設置

①　町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに道及び道警察に連絡を行うとともに、町として的確かつ迅速に対処するため、また、国の事態認定前における初動体制及び初動措置を講ずるために、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」に連絡室長及び参集室員を置き、事態の推移に応じ体制を強化・縮小する。

政府において事態認定が行われた場合に対応して、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）に移行できる体制をとる。

ア）　　略

イ）　参集室員　副町長、教育長、部長職にある者、消防署長、国民保護担当課職員及び連絡室長の指名する職員

【緊急事態連絡室の構成】

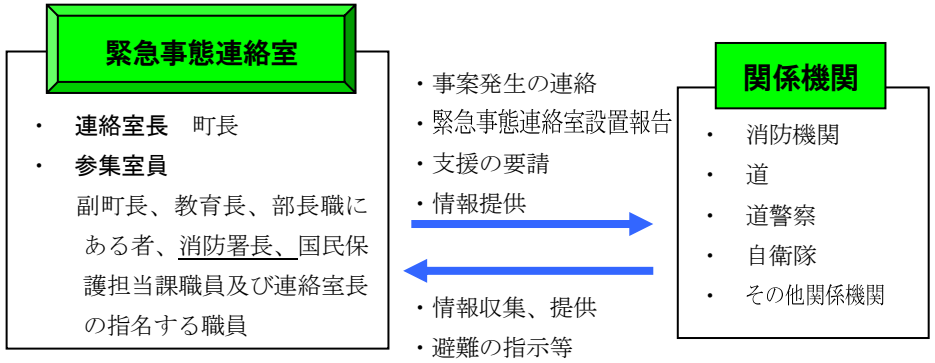

※　緊急事態連絡室は事態の推移に応じ体制を強化、縮小する。

※　住民からの通報、道からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告し、初動体制及び初動措置を講ずる。消防本部及び消防署においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

②　「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、道、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、道に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場に

<table>
<tr><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th></tr>
<tr><td>
おける消防機関との通信を確保する。
⑵～⑷　　略
２　　略

第２章　町対策本部の設置等
略
１　町対策本部の設置
⑴　町対策本部の設置の手順
①及び②　　略
③　町対策本部員及び町対策本部職員の参集
町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、庁内放送、電話連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④～⑥　　略
【町対策本部予備施設】
<table>
<tr><th>順　位</th><th>施設名</th><th>住　所</th><th>電　話</th></tr>
<tr><td>第１順位</td><td>幕別町役場札内支所</td><td>幕別町札内青葉町311番地2</td><td>0155-56-2111</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
⑵　　略
⑶　町対策本部の組織
町対策本部に町対策本部長、副本部長、本部員を置く。町対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他町職員以外の者を町対策本部の会議に出席させることができる。
①及び②　　略
③　本部員　副町長、教育長、消防長、町長が職員のうちから任命する者
（部長職にある者、町対策本部事務局：総務班、広報渉外班、庶務班　等）
※　国民保護措置を実施する部・班体制及び業務分担は、幕別町防災対策本
</td><td>
おける消防機関との通信を確保する。
⑵～⑷　　略
２　　略

第２章　町対策本部の設置等
略
１　町対策本部の設置
⑴　町対策本部の設置の手順
①及び②　　略
③　町対策本部員及び町対策本部職員の参集
町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、庁内放送、電話連絡網、防災情報メールを活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。
④～⑥　　略
【町対策本部予備施設】
<table>
<tr><th>順　位</th><th>施設名</th><th>住　所</th><th>電　話</th></tr>
<tr><td>第１順位</td><td>幕別町役場札内支所</td><td>幕別町札内青葉町311番地11</td><td>0155-56-2111</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
⑵　　略
⑶　町対策本部の組織
町対策本部に町対策本部長、副本部長、本部員を置く。町対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他町職員以外の者を町対策本部の会議に出席させることができる。
①及び②　　略
③　本部員　副町長、教育長、消防署長、町長が職員のうちから任命する者
（部長職にある者、町対策本部事務局：庶務班　等）
※　国民保護措置を実施する部・班体制及び業務分担は、幕別町災害対策本
</td></tr>
</table>

変　更　前

部に準じた非常配備の区分、配備基準、活動内容等とし、状況に応じて町対策本部が決定する。

※　【部・班体制及び業務分担】―資料編参照

【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】

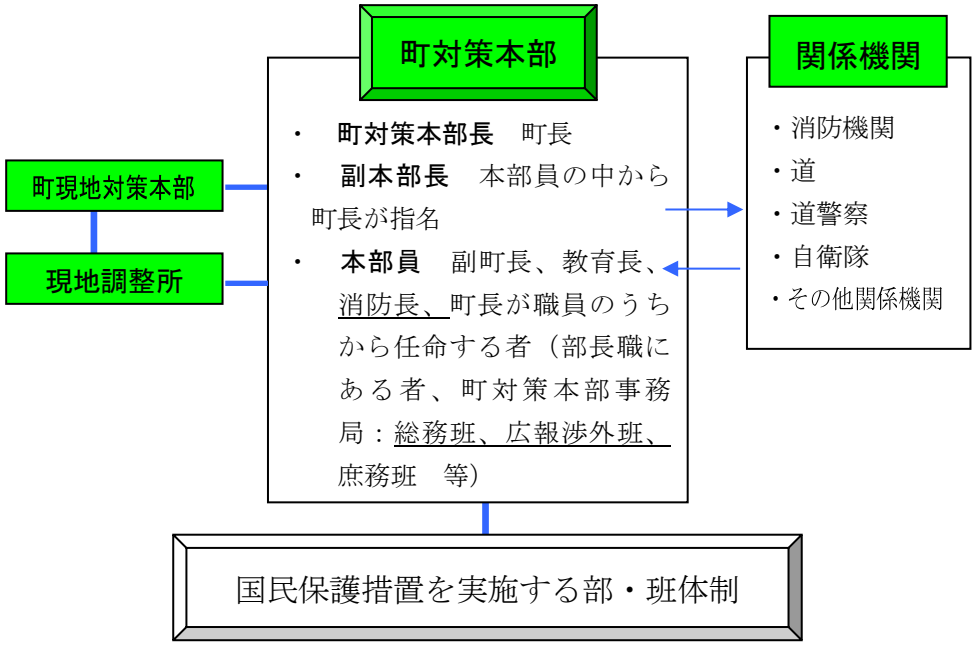

※町対策本部における決定内容等を踏まえて、各部・班において措置を実施する。
※部・班の体制は、幕別町防災対策本部に準じた体制とする。

⑷　町対策本部事務局の組織

①　町対策本部には、本部長の補佐のために町対策本部事務局を設置する。（以下「事務局」という。）事務局には、総務班、広報渉外班、庶務班を置く。

ア）　総務班　　≪総務課≫
イ）　広報渉外班　≪企画室≫
ウ）　庶務班　　≪町民課≫

変　更　後

部に準じた非常配備の区分、配備基準、活動内容等とし、状況に応じて町対策本部が決定する。

※　「第３編第２章１　⑷町対策本部事務局の組織」に記載

【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】

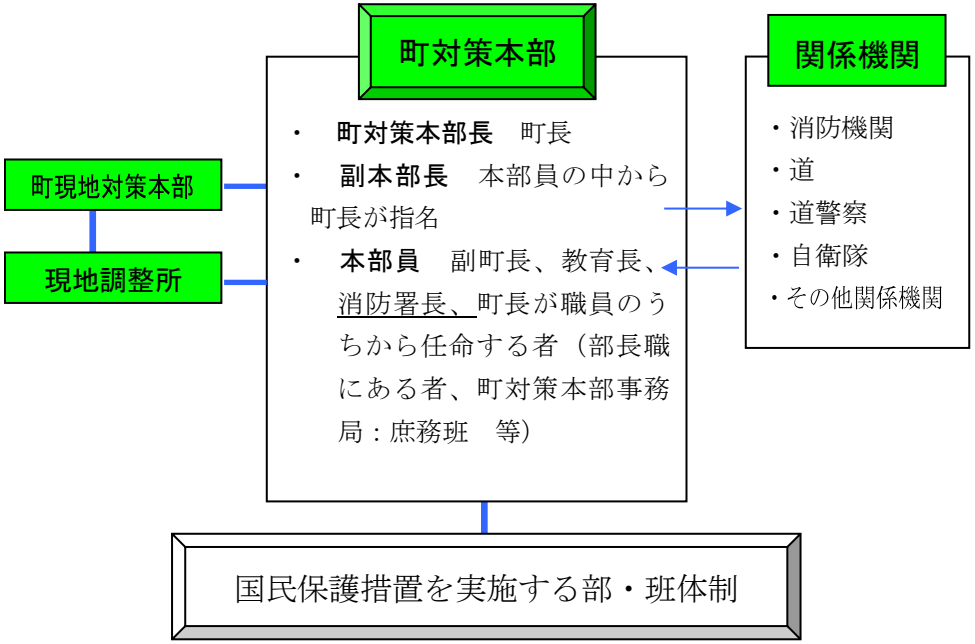

※町対策本部における決定内容等を踏まえて、各部・班において措置を実施する。
※部・班の体制は、幕別町災害対策本部に準じた体制とする。

⑷　町対策本部事務局の組織

①　町対策本部には、本部長の補佐のために町対策本部事務局を設置する。（以下「事務局」という。）事務局には、庶務班（防災環境課）を置く。

変　更　前

担当	所掌事項
総務班	・　町対策本部会議の運営に関する事項 ・　収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・　町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示の伝達 ・　町が行う国民保護措置に関する調整 ・　他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・　道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項　等
広報渉外班	・　警報の伝達に関する事項 ・　情報の混乱を防止するため、広報責任者を設置し一元的な広報活動を実施 ・　通信回線や通信機器の確保と住民への情報提供の整備 ・　道と連携した広報体制の構築 ・　被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動　等
庶務班	・　町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・　以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約　等 ○　被災情報　　○　避難や救援の実施状況　　○　災害への対応状況 ○　安否情報　　○　その他総務班等から収集を依頼された情報

②　　略

⑸　町及び東十勝消防事務組合の武力攻撃事態等における主要業務と担当

町及び東十勝消防事務組合の武力攻撃事態等における主要業務は、以下の担当とする。

【町の武力攻撃事態等における主要業務と担当】

武力攻撃事態等における主要業務	担当

変　更　後

担当		所掌事項
本部情報連絡室	庶務班（防災環境課）	・　町対策本部会議の運営に関する事項 ・　収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・　町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示の伝達 ・　町が行う国民保護措置に関する調整 ・　他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・　道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・　町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・　以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約　等 ○　被災情報 ○　避難や救援の実施状況 ○　災害への対応状況 ○　安否情報 ・　避難実施要領の策定に関すること ・　特殊標章等の交付に関すること ・　その他国民保護全般に関すること　等

②　　略

⑸　町及びとかち広域消防事務組合の武力攻撃事態等における主要業務と担当

町及びとかち広域消防事務組合の武力攻撃事態等における主要業務は、以下の担当とする。

【町の武力攻撃事態等における主要業務と担当】

担当	所掌事項

変　更　前

・　町国民保護対策本部に関すること ・　避難実施要領の策定に関すること ・　特殊標章等の交付に関すること ・　その他国民保護全般に関すること　等	総務課
・　住民等に対する警報等の伝達又は通知に関すること 等	企画室
・　安否情報の収集に関すること ・　避難施設の運営体制の整備に関すること ・　廃棄物処理に関すること　等	町民課
・　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること　等	福祉課
・　医療、医薬品の供給体制の整備に関すること　等	保健課

【東十勝消防事務組合の武力攻撃事態等における主要業務と担当】

武力攻撃事態等における主要業務	担当

変　更　後

総務広報部	総務班（総務課）	・　避難施設の運営体制の整備に関すること ・　通信回線や通信機器の確保
	広報渉外班（政策推進課）	・　住民等に対する警報等の伝達又は通知に関すること ・　警報の伝達に関する事項 ・　情報の混乱を防止するため、広報責任者を設置し一元的な広報活動を実施 ・　道と連携した広報体制の構築 ・　被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動　等
民生対策部	衛生班（防災環境課）	・　廃棄物処理に関すること　等
	福祉班（福祉課）	・　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること　等
	保健班（保健課）	・　医療、医薬品の供給体制の整備に関すること　等

【とかち広域消防事務組合の武力攻撃事態等における主要業務と担当】

武力攻撃事態等における主要業務	担当

変　更　前	変　更　後
・　消防職団員の特殊標章の交付等に関すること ・　消防相互応援協定等に関すること ・　情報収集に関すること ・　初動体制に関すること　等 ／ 東十勝消防本部	・　消防職員の特殊標章の交付等に関すること ・　消防相互応援協定等に関すること ・　情報収集に関すること ・　初動体制に関すること　等 ／ とかち広域消防局
略	略
⑹～⑼　略	⑹～⑼　略
2　略	2　略
第３章　関係機関相互の連携 略	第３章　関係機関相互の連携 略
1　国・道の対策本部との連携	1　国・道の対策本部との連携
⑴　略	⑴　略
⑵　国・道の現地対策本部との連携 町は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	⑵　国・道の現地対策本部との連携 町は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。
⑶　略	⑶　略
2　略	2　略
3　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	3　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
⑴　町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該町協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。	⑴　町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊帯広地方協力本部長又は当町の協議会委員たる第４普通科連隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては北部方面総監、海上自衛隊にあっては大湊地方総監、航空自衛隊にあっては第２航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。
⑵　略	⑵　略

変　更　前	変　更　後
４～８　　略	４～８　　略
第４章　警報及び避難の指示等	第４章　警報及び避難の指示等
第１　警報の伝達等 　　略 １　　略 ２　警報の内容の伝達方法 ⑴　警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。この他、消防団への協力依頼や公区の連絡網等の手段を活用する。 ①及び②　　略 ⑵　町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努める。 　この場合において、消防本部及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団が、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、公区や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。 　また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。 ⑶　警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝	第１　警報の伝達等 　　略 １　　略 ２　警報の内容の伝達方法 ⑴　警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。その他、消防団への協力依頼や公区の連絡網等の手段を活用する。 ①及び②　　略 ※　全国瞬時警報システム（J－ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。 ⑵　町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努める。 　この場合において、とかち広域消防局及び消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団が、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、公区や避難行動要支援者への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。 　また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。 ⑶　警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝

変　更　前	変　更　後
達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 ⑷　　略 3　　略 第２　避難住民の誘導等 　　略 1　　略 2　避難実施要領の策定 ⑴及び⑵　　略 ⑶　避難実施要領の策定の際における考慮事項 【避難実施要領の策定時の考慮事項】 ①～⑤　　略 ⑥　要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置） ⑦～⑩　　略 ⑷　　略 ⑸　避難実施要領の内容の伝達等 　町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。 　また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。 　さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。 【町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達の流れ】 　　略 3　避難住民の誘導 ⑴　　略	達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 ⑷　　略 3　　略 第２　避難住民の誘導等 　　略 1　　略 2　避難実施要領の策定 ⑴及び⑵　　略 ⑶　避難実施要領の策定の際における考慮事項 【避難実施要領の策定時の考慮事項】 ①～⑤　　略 ⑥　要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置） ⑦～⑩　　略 ⑷　　略 ⑸　避難実施要領の内容の伝達等 　町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。 　また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防署長、消防団長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。 　さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。 【町長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達の流れ】 　　略 3　避難住民の誘導 ⑴　　略

変　更　前	変　更　後
⑵　消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、公区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 【消防事務組合との連携】 消防事務の共同処理をしている町においては、当該消防機関は、町の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、町長は、当該消防事務組合に対し、消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。このため、平素から当該市町村の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防事務組合やその管理者等と十分な調整を行う。 ⑶～⑸　　略 ⑹　高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。（ゲリラや特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）	⑵　消防機関の活動 とかち広域消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、とかち広域消防局及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、公区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 ⑶～⑸　　略 ⑹　高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援計画の全体計画」を策定している場合には、当該計画に沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。） ⑺　大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難 町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護

変　更　前	変　更　後
⑺　略	措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。 ⑻　略
⑻　略	⑼　略
⑼　略	⑽　略
⑽　略	⑾　略
⑾　略	⑿　略
⑿　略	⒀　略
⒀　略	⒁　略
4　避難の方法 弾道ミサイル攻撃の場合 ⑴及び⑵　略 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。 また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 ⑴～⑶　略	4　避難の方法 弾道ミサイル攻撃の場合 ⑴及び⑵　略 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。 また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 ⑴～⑶　略

変　更　前	変　更　後
着上陸侵攻の場合 略 第５章　救援 略 １　救援の実施 ⑴　救援の実施 略 ①～⑧　略 ⑨　死体の捜索及び処理 ⑩　略 ⑵　略 ２　略 ３　救援の内容 ⑴　救援の基準等 町長は、１の⑴の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。 ⑵　略 ⑶　救援の内容 略 ①～⑦　略 ⑧　学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各	着上陸侵攻の場合 略 第５章　救援 略 １　救援の内容 ⑴　救援の実施 略 ①～⑧　略 ⑨　遺体の捜索及び処理 ⑩　略 ⑵　略 ２　略 ３　救援の内容 ⑴　救援の基準等 町長は、１の⑴の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。 ⑵　略 ⑶　救援の内容 略 ①～⑦　略 ⑧　学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用

変　更　前	変　更　後
種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。 ⑨　死体の捜索及び処理 ア）　死体の捜索 道警察、消防機関及び自衛隊等と連携して実施する。 イ）　死体の処理 捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。 ⑩　　略 ４及び５　　略	品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。 ⑨　遺体の捜索及び処理 ア）　遺体の捜索 道警察、消防機関及び自衛隊等と連携して実施する。 イ）　遺体の処理 捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。 ⑩　　略 ４及び５　　略
第６章　安否情報の収集・提供 略 １　安否情報システムの利用 町は、安否情報システムの収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、ＦＡＸにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。 ２　安否情報の収集 ⑴　安否情報の収集 町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第１条に規定する※【様式第１号】を、武力攻撃災害により死亡した住民については同※【様式第２号】を用いて行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情	第６章　安否情報の収集・提供 略 １　安否情報システムの利用 町は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、ＦＡＸにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。 ２　安否情報の収集 ⑴　安否情報の収集 町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第１条に規定する※【様式第１号】を、武力攻撃災害により死亡した住民については同※【様式第２号】を用いて行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情

変　更　前	変　更　後
報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 ⑵及び⑶　　略 ３及び４　　略 ５　日本赤十字社に対する協力 町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。 当該安否情報の提供に当たっても、４の⑵、⑶と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。 第７章　武力攻撃災害への対処 第１　　略 第２　応急措置等 １　退避の指示 ⑴～⑶　　略 ⑷　安全の確保等 ①　　略 ②　町の職員、消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は消防事務組合長と連携して、必要に応じて道警察及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。 ③　　略 ４　消防に関する措置等 ⑴　　略 ⑵　消防機関の活動 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。	報のほか、住民基本台帳等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 ⑵及び⑶　　略 ３及び４　　略 ５　日本赤十字社に対する協力 町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。 当該安否情報の提供に当たっても、４⑵、⑶と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。 第７章　武力攻撃災害への対処 第１　　略 第２　応急措置等 １　退避の指示 ⑴～⑶　　略 ⑷　安全の確保等 ①　　略 ②　町の職員、消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて道警察及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。 ③　　略 ４　消防に関する措置等 ⑴　　略 ⑵　消防機関の活動 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

変　更　前	変　更　後
この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。	この場合において、とかち広域消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、とかち広域消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。
⑶　消防相互応援協定等に基づく応援要請 消防事務組合長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。	⑶　消防相互応援協定等に基づく応援要請 町長は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。
⑷　緊急消防援助隊等の応援要請 消防事務組合長は、⑶による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。	⑷　緊急消防援助隊等の応援要請 町長は、⑶による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。
⑸　消防の応援の受入れ体制の確立 消防事務組合長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。	⑸　消防の応援の受入れ体制の確立 町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。
⑹　消防の相互応援に関する出動 消防事務組合長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。	⑹　消防の相互応援に関する出動 町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、とかち広域消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。
⑺　　略	⑺　　略
⑻　安全の確保 ①及び②　　略 ③　消防事務組合長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けた	⑻　安全の確保 ①及び②　　略 ③　町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、

変　更　前	変　更　後
ときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。 ④　消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び消防署長と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。 ⑤　町長、消防事務組合長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防関係者等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。	武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。 ④　消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、とかち広域消防局及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。 ⑤　町長、とかち広域消防局長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防関係者等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。
第３　　略	第３　　略
第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等 略 ⑴～⑶　　略 ⑷　汚染原因に応じた対応 ①　核攻撃等の場合 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 ②及び③　　略 ⑸　町長及び消防事務組合長の権限 町長又は消防事務組合長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請	第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等 略 ⑴～⑶　　略 ⑷　汚染原因に応じた対応 ①　核攻撃等の場合 ・　町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 ・　措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 ・　町は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。 ・　町長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に準じて行うものとする。 ②及び③　　略 ⑸　町長の権限 町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措

変　更　前	変　更　後

変更前

があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条第１項	対象物件等	措置
略		
３号	死体	・　移動の制限 ・　移動の禁止
略		

町長又は消防事務組合長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上　記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

略	
３	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
略	

⑹　要員の安全の確保

町長及び消防事務組合長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第８章　　略

第９章　保健衛生の確保その他の措置

略

１　　略

変更後

置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条第１項	対象物件等	措置
略		
３号	遺体	・　移動の制限 ・　移動の禁止
略		

町長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

略	
３	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
略	

⑹　要員の安全の確保

町長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第８章　　略

第９章　保健衛生の確保その他の措置

略

１　　略

変　更　前	変　更　後
２　廃棄物の処理 ⑴　　略 ⑵　廃棄物処理対策 ①　町は、防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ②　　略 第10章　　略 第11章　特殊標章等の交付及び管理 略 ⑴　特殊標章等 ①及び②　　略 ③　識別対象 国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所、車両等 ※【身分証明書様式】―資料編参照 ⑵　特殊標章等の交付及び管理 町長、消防事務組合長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年８月２日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。 ①　町長 ・　町の職員（消防長の所轄の消防職員）で国民保護措置に係る職務を行うもの ・　町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・　町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ②　消防事務組合長 ・　消防団長及び消防団員	２　廃棄物の処理 ⑴　　略 ⑵　廃棄物処理対策 ①　町は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年３月環境省環境再生・資源循環局　災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ②　　略 第10章　　略 第11章　特殊標章等の交付及び管理 略 ⑴　特殊標章等 ①及び②　　略 ③　識別対象 国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所、車両等 ⑵　特殊標章等の交付及び管理 町長、とかち広域消防局長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年８月２日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。 ①　町長 ・　町の職員、消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・　町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・　町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ②　とかち広域消防局長 ・　とかち広域消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

変　更　前	変　更　後
③　消防長 ・　消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・　消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・　消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ④　水防管理者 ・　水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・　水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ⑶　　略 第４編及び第５編　　略	・　とかち広域消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・　とかち広域消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者 ③　水防管理者 ・　水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・　水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ⑶　　略 第４編及び第５編　　略